

令和5年 第13回浅口市農業委員会議事録

令和5年12月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	欠	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	欠
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第46号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第20号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和6年1月15日（月））

開会（午後1時30分）

議長

それでは、失礼します。ちょっと時間が早いようですが、予定の人数が来られてますので、会議を始めたいと思います。

先日、私全国の会議がありまして東京のほうへ行きました。2日間にわたって会議行われまして、最後の日、午後なんですけど、岡山県選出の国会議員の方に陳情も行ってまいりました。いろんな人がおられるので、農業に非常に熱心にこうしたらええとかこうしよう思よんじやとかという人もおれば、ただ挨拶に来たというふうな、顔を見せとかにゃいけんけえ来たというふうな人もおられました。大体理解していただけたんじゃないかなと、岡山県の現状を、そのように思っております。

また、ニュースなんかで秋田県の農業がちょっと危なくなってきたというふうなことをちょっと言われております。というのが、肥料が上がり、それから油代が上がり、人件費が上がり、秋田県は米が中心ですから、米が同じように上がってこない、単価が、そういうことで借金に追われて、ついに法人や個人の農業を閉めにゃいけん、それでその田んぼがほとんど機械を買ったりするために抵当に入っているということで農地を取られてしまって、もうそこが荒廃地になっているというふうなこともニュースで言われてました。

同じように、浅口市は農地、大きな農業はあんまりありませんけど、高齢化によって同じような道をたどるんじゃないかなというふうなことでちょっと心配をしております。私のうちも、前言いましたように私が一番若いぐらいなんで、もううちの息子にもちょびっとだけやってくれえ言うても、わしゃあせんというて言ようような。

委員

どこも一緒じゃ、どこも一緒じゃ。

議長

どこも一緒だと思うんですけど。

委員

知らん言うて。

議長

わしはもうせんでというて言われよんですけど、本当ちょっと、私こういう立場でありながら、ちょっと浅口市の農業をちょっと心配しています。だんだん荒廃地も増えてきてますし、何かいい手だてを皆さんで考えていかにゃいかなのんじゃないかなというふうに思います。

あと、鶏とか牛とかの飼料も非常に上がって行って、これからそういう面でも大変だろうと、カロリー計算ですると自給率が38%だと言われてます。ですから、どこかで紛争があつたりしますと日本の食料というのがちょっと危なくなってくるんじゃないかなという気もしとります。それから、その鳥とか牛とかの餌、これが非常にたくさん輸入、ほとんどが輸入ですから、そういう面ももしどっかで紛争があつたらそれがストップするということになると、日本の農業にも非常に大きな影響があるんじゃないかなというふうな気がしとります。皆さんもこれから後継ぎのことをいろいろ考えたり、また周りの人も心配されるところだろうと思っておりますので、ちょっといい方向で浅口市が進みますようお願いいたします。

それでは、これより令和5年第13回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は11名で定足数に達しております。また、推進委員は12名

の参加であります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において8番虫明委員、9番虫明委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第44号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

713番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は2ページになりますので、お開きください。

議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年12月15日提出。

番号713、鴨方町六条院東、畑、30平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。

この案件の場所ですが、四条原にJA岡山西の四條原店があったんですが、その前の県道東安倉鴨方線を南へ400メートルぐらい行ったすぐ西側になります。以前から譲受人が管理していたように聞いております。問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、713番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、714番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号714、鴨方町深田、畑、529平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

地図で3ページ、4ページになります。

場所は、深田のタカキベーカリーの西約150メートル、すぐそばになりますが、

この土地は、この譲渡しが二、三年に一遍ぐらいしか草刈りしてくれないというふうに本人さん、こっちの譲受人言っていましたけど、そういったことでもう管理したくないと、ほんであんたもらってくれんかというようなことから話が進んだみたいです。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、714番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、716番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号716、鴨方町六条院西、畑、464平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次は、私から補足説明をさせていただきます。

位置図は5、6ページであります。

今鴨方インターが新しく2号線ができておりますが、それを南に行ったところに県道六条院東里庄線という里庄へ抜ける道がございますが、そこに鷺池という池があります。それをちょっと西に行った県道より150メートル南に入ったところでありま

す。  
譲受人は荒れた農地を少しでも少なくしようと取り組んでいるものでありまして、頑張っております。この農地は荒れており、今後は業者を入れて伐開、除根を行っていきそうです。畑に野菜、果物等の木を植えていきたいということでありま

す。よろしくご審議のほどをお願ひいたします。

ただいま説明をいたしました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、716番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、約717番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号717、金光町大谷、畑、178平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。  
委 員 5番古川です。  
位置図は7ページ、8ページになりますが、これは金光公民館の東へ300メートルぐらい東へ行ったところの畑ですけど、周りは大分家ができたりとかというところですけど、家庭菜園とか皆きれいにされとるようなところの一面です。特に問題ないかと思いますが、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、717番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、718番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号718、鴨方町六条院中、田、543平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 私の担当地区ですので、私から説明をさせていただきます。  
位置図は9、10ページであります。  
場所は、山陽高校のすぐ東にあり、今現在も譲受人が管理をされております。譲受人は、これからもここで家族と家庭菜園を行いたいということで譲り受けたものであります。  
ただいま説明をいたしました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、718番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、724番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号724、鴨方町鴨方、田、295平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。  
委 員 6番佐藤です。  
地図は11、12ページになります。  
この譲渡し人と譲受人の関係は、弟の息子さんということで、当初その弟さんに高齢だからもう譲るとい話をされたみたいですけど、弟さんも高齢なんでわしもでき

んから、もううちの息子にしてやってくれえというようなことから話が決まったよう  
です。問題ないかと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、724番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
議案第45号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。  
720番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになりますので、お開きください。  
議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5  
年12月15日提出。  
番号720、鴨方町鴨方、畑、336平米。譲受人は、〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇  
〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇です。農地区分は第3種です。  
一般基準上も問題なく、許可要件満たしていると考えられます。なお、転用後の地目  
は宅地です。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願ひします。

委 員 6番佐藤です。  
地図は13ページ14ページになります。  
場所は、鴨方中学校の北側約100メートルぐらいのところ、焼き鳥屋がありま  
すが、その焼き鳥屋さんのすぐ西隣になります。譲渡し人は、〇〇〇〇のほうにおら  
れますけど、依頼を不動産屋にされとったみたいで、譲受人のほうは不動産屋のほう  
からのあっせんというようなこととあります。別に問題なかろうかと思われます。ご  
審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、720番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、722番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号722、金光町占見新田、畑、391平米。譲受人は、〇〇〇  
〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は、〇〇〇〇。農地  
区分は第2種ですが、目的を達成できるかほかの土地はありません。一般基準上も問  
題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

よろしくお願いいたします。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 1番大橋です。

地図は15、16ページです。

一般住宅で、場所は道木下池のもうすぐそばになって、新幹線の真下になります。

それで、県道沿いと。へえで一般住宅を建てる思うんです。別に問題はないと思いま  
すから、審議のほどよろしく。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、722番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第46号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになります。

議案第46号農用地利用集積計画につきまして。令和5年12月15日提出。

それでは、説明いたします。

番号28番から31番の4件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農  
地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確  
保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は4名、農地は6筆です。全て更新です。いずれも農業経営  
基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上  
6年未満が全てとなります。

次に、5ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田、3,228平方メートル、畑、  
2,547平方メートル、計5,775平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第20号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題としま

す。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は6ページになりますので、お開きください。  
報告第20号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和5年12月15日提出。  
番号725、鴨方町鴨方、田、1,425平米。鴨方町鴨方、田、223平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は、令和5年11月17日、引渡し年月日は令和5年12月31日です。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。  
日程第5、その他に移ります。  
事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 ①前回の総会での資料の補足について  
②認定農業者の要件について  
③視察研修の報告について  
④営農型太陽光について  
⑤市町村農業委員・農地利用最適化委員の研修会について  
⑥次年度の開催予定について  
⑦委員会の行事について  
⑧次回の農業委員会について

委員 ①ふるさと納税の返礼品について

議長 それでは、ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。  
本日はご苦労さまでした。

閉会（午後2時10分）



上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩